

教育に関する「大綱」について

1 「大綱」の法律上の位置づけ

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において協議・調整が必要
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定 第 3 期計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）平成 30 年～令和 4 年度
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱※必須

※教育振興基本計画は教育基本法（第 17 条第 2 項）を根拠法令とし、地方公共団体が策定主体、範囲は「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である（※努力義務）。

○ 教育大綱

春日井市（長）の基本的な姿勢をメッセージで示すもの

○ 教育振興基本計画

地方公共団体の教育施策を体系的に整理し総括したもの

2 大綱に関する文部科学省の考え方

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされるが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4 年から 5 年程度を想定している。

3 春日井市の状況

平成27年度に、市長が市総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、策定している（別紙参照）。

総合教育会議の進め方（案）

第1回会議（7月14日予定）

- ① 市長から春日井市の教育に関する、市長の考えを教育委員会に述べてもらい、それに対し、教育委員会とディスカッションを行い、春日井市教育大綱に必要な考え方を整理する。
- ② 上記①を受け、現在の春日井市教育大綱の構成や、キーワードについて市長、教育委員会からの意見や提案を出してもらう。

第2回会議（9月14日予定）

- ① 第1回会議を受け、事務局で教育大綱の修正案を提示し、市長及び教育委員会から意見や提案を出してもらう。修正・協議事項があれば、事務局にて修正し、修正案を作成する。
- ② ①で作成した修正案により、パブリックコメントを実施

第3回会議（1月頃）

- ① パブリックコメントの意見を反映した修正案を、市長及び教育委員会が、総合教育会議において諮る。